

Title	徳川時代の尚農論に対する支那思想の影響
Sub Title	
Author	野尻, 清隆
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.2 (1918. 2) ,p.261(105)- 272(116)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180200-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

らずして、國家富強の原因が富の分配と消費とに關はること、甚だ大なるものあるを認むるが爲めに外ならざるを明にせざる其不智に之を求む可きなれば、先づ彼の點を強調して、彼等の誤解を正し、世人の惑を解かんは、邦家の爲めにも將た又た斯學向後の進運の爲めにも、共に必要缺く可からずと謂ふ可し。然かも彼の點を強調して此目的に資益せんには、則ち又た先づ四分法論者の所論に則りて統一的に是等の諸點を剛明するを以て最緊要事たりとすべし。即ち吾人に彼の言ある所以なるが、人若し重きを此點に置き吾人叙上の議論を見るあらんか、吾人の所謂四分法の辨は、應て又た社會政策の辨、勞働問題の辨たらんなり。即ち四分法の辨に合せて又た之を辨じ置く所以なりとす矣。

雜 錄

德川時代の尙農論に對する支那思想の影響

野 尻 清 隆

史を閲するに日本書記崇神天皇の條に『農は天下の大本なり民の恃んで以て生くる所なり、今河内狭内狭山埴田水少し、是を以て其國百姓農事を怠る、其れ多く池溝を開きて以て民業を寛めよ』(日本書記)とあり、我國古來瑞穂の國と稱し、半穴居時代に於て漁撈狩獵と同時に幼稚なる耕作法に依る農業を營みし時代に米穀の産出ありて之を常食とせし説を是認する時は(福田博士日本經濟史論參照)當時既に農業を以て國家存立の基礎とするの思想ありしや言を俟

たざる所なり、爾來歷代の聖帝農事の發達を以て一國の最大要務とし、或は池溝を開きて灌漑に便ならしめ或は拓殖移住の策を立て、其の發達を促進せしめたる等、農政に力を須ひたる事決して少しとせず、爾來古代より中世、中世より近世に至る迄、農は事實上國家の根本にして王政の要、生民の基、農を中心としての政策上に築かれたる政治經濟に外ならざりき。

茲に於てか我國舊時代の學者にして苟も口に經濟を云爲する者一人として農本主義論者ならざるはなし、太宰春臺の如きも其數に洩れずして其著書の到る所に於て之れが消息を洩せり、即ち曰く、

『民の業に本末と云ふ事あり、農を以て本業と云ひ、工商賈を以て末業と云ふ、(中略)農民少ければ國の衣食乏しくなる故に先王の治めには殊に農を重んぜらる(經濟錄食貨篇)』

又曰く、『夫れ國富と粟とは農より生ず故に先

王先づ之を貴ぶ凡そ爲國の急は必ず先づ末作の巧を禁ず、末作の巧禁すれば、則ち民游食する所なし、民游食する所なければ則ち必ず農を事とす、民農を事とすれば、則ち田墾らく田墾くれば則ち粟多し、粟多ければ則ち國富む、國富めば則ち兵強し、兵強ければ則ち戰勝つ、戰勝てば則ち地廣し、是を以て、先王は衆民強兵疆地富國の必ず粟より生ずるを知れる也(産語、馮驩)

茲に於てか彼は語を繼けて曰く『粟を生せざるの國は亡ぶ、粟生して死するものは覇となり、粟生して死せざるものは王となる粟は民の歸する所也粟は地の歸する所也粟は財の歸する所也粟多ければ則ち天下の物盡く至る矣(中略)、所謂興利は農事を利する也、所謂除害は農事を害する者を禁ずる也、農事勝れば、則ち入粟多く、入粟多ければ則ち國富む、國富めば則ち郷に安んじ家を重んず、郷に安んじ家を重んずれば則ち俗を變し習を易へ衆を敵ち民を刺し之を殺すに至るも而

かも民惡まず、此れ粟を務むるの巧なり、上み農を利せされは則ち粟少し粟少ければ則ち人貧し人貧しければ則ち家を輕んず、家を輕ずれば則ち去り易し去り易ければ則ち上令必ず行はれず、上令行はれざれば則ち禁必ず止まず禁止まされば則ち戰必ず勝たず守必ず固からず、夫れ令行はれず禁止まらず、戰勝たず守固からず、之を命けて寄生の君と云ふ此れ農を利せず粟少きの害に由る粟は王の本事も、人生の大勢有人の塗治國の道なり、(産語、馮驩)

さて彼は一國の富強は其國農業の盛衰に依つて定まる可く一國の治否は農民の興廢消長に依るべきを論ずるに力めたり。

惟ふに、徳川時代に於て學者爲政家の異口同音に主唱せし農本主義は其の根柢に於て之れが時代的政策として最も當を得たるものなるや論なし、蓋し當時の國家組織、社會狀況並に一般思想の趨勢を認識する者は直に這箇の所論に到

着すべき必然性を推斷するに難からざるなり。遮莫、吾人は之と同時に當時の思想界を支配する事最も有力なりし支那學說の影響の存するありて、益々農本主義論の根柢を固めたるの事實を看過するを得ず。

熊澤蕃山は曰く、

『本を務むる百姓多く、末を追ふ町人少くなれば、權威己へ取戻すべし(大學或問)。

荻生徂徠は曰く、

『本を重んじ末を抑ゆること、是れ古聖人の道なり、本とは農なり末とは工商なり(政談)。

又曰く、『武家と百姓とは田地より外の渡世は無くして常住の者なれば只武家と百姓との常住に宜しき様にするを治の根本とすべし商人は不定なる渡世をなす者故…商人の潰るゝ事をば嘗て構ふまじき也(同上)。

佐藤信淵は曰く、

『人民の性命は食物を以て保續し、食物は耕種

法を修て作り出す者なり故に百姓は國家の根本にして政事の基原なりと知るべし(農政本論)。本多利明曰く、

『農業は國の本なれば王侯といへども、手自耕耘して農苦の百分の一を知給ざれば國家の大本たる政事に齟齬すること多く、泥んや庶士に於てちや』(經世秘録後篇)。

藤田幽谷曰く、

『古の英雄豪傑富國の術さまざまありと雖も、皆其務とする所農に本かざるはなし(歡農或問) 其他頼山陽(新策正本、窮悉地力論參照)、松平定信(白河樂翁—政語)等當代の儒家たると國學者たることを問はず何れも皆農本主義論者ならざるはなし。

然るに漢の文帝の詔に曰く、『農天下之大本也民所恃以生也、(漢書食貨志)と而して之を法家者流の學說によるも、或は『一農不耕民或爲之飢、二女不織民或爲之寒』(管子輕重甲)と云

ひ或は『百人農一人居者王、十人農一人居者強(商子)』と云ひて民生の生くる所以のものは蓋し衣食にして、衣食の足る所以のものは蓋し農に在る旨を示せるなり、されば尙書(堯典)に於ても既に義和に命じて敬して民に時を授けしむるの記事あり、是れ民をして農時を知らしめむる意に外ならず、只だ注意すべきは支那にては古來籍田、親蠶の禮の存するありて『天子親耕於南郊、以共濟盛、王后蠶於北郊、以共純服(禮記祭統)』如斯、天子后妃の至尊を以て躬ら耕桑、養蠶の祭祀に奉ずる所以のものは蓋し誠服を神明に致さんが爲めのみならず、農を重んずるの意趣を天下に示し、身を以て農夫蠶婦の先と爲らんとするに外ならず(本多利明が其著經世秘錄後篇に於て述べたる所這箇支那學說に於ける思想の影響には非るか(前掲))。

如斯く、農業を以て國本とし之れを尊重する結果商工業の如きは之を末作の巧と稱して其勃

興を忌みたる當然の勢なり、されば春臺徂徠以下我國學者の大部皆此點に心を用ひ常に之れが抑壓に務めたり、而して徂徠の商工の徒を輕視せる既に前段引照せる所によりて明かなるが、彼徂徠は當時商人が天下理財の權を掌握し華美傲奢の餘り痴狂を演ずるの多きに反し、農民は汲々として勞苦するに拘らず、猶質朴簡素の生活を受せざるべからざるを看、加之如斯き情勢よりする當然の結果農民の商工に轉じ人口は漸次田舎より都市に流入するを洞察して極力之を攻撃せり。

春臺は曰く、

『農民漸々減少すれば、米穀乏くなる、工商多ければ、種々の貨物を出生し、四方よりも、聚る故に、人の奢侈の心を引起し、(此點につき後段貴穀賤鑄說の章に於て詳細を述べし)金銀を重寶する風俗に成て、國用漸々に匱くなり、上下の端となる、國家の大なる害也(經濟錄)』。

徂徠は曰く、

『農民の商賈に變ずる事、國貧しくなる本にて、國政の上にて嫌ふ所なり(政談一)』。

又曰く、

『當時諸國民耕作を嫌ひ米の食を悦び、百姓を棄て、商人となる故衰微したる村々多き事度々承る也(政談二)』。

又三浦梅園は曰く、

『農減すれば、財減す、財減すれば國本薄し(價原)』。

頼山陽は曰く、

『昇平之俗貴未而賤農、重金錢而輕米粟、相習相率不知其不可也(中略)其求爲商賈百工技藝之人、游手浮食大平於天下之籍(新策正本、窮悉地方論)(註一、貴穀賤錢說參照)』

即ち山陽の如きは商工者を以て游手徒食の徒とせるなり。

然り而して、今支那に於て此點に付き如何な

る思想を把持せしやを見るに、

韓非子は商工を以て五蠹の一に加へ

『明王治國之政使、其商工游食之民少而名卑以寡、趣本務而減未作(五蠹篇)』と云ひ、漢の時賢良文學の士は

『國有沃野之饒、而民不足於財者、不務民用、而淫巧衆也、(鹽鐵論、本議)』と云へる又、漢の高祖が賈人の絹を著け、車に乗るを嚴禁し重税を賦課して之れを困辱せるが如き最も明白に這般の思想を表はせるものなり、而して其の理如何と云ふに、徂徠春臺の述べたるが如く、商工は勞せずして、農夫の利を奪取するのみならず奢侈遊惰の氣風を助成せしむるが故なり、支那に於て此間の消息を洩せるものは之を晁錯となす。

彼曰く、

『今農夫五口五家、其服役者不下三人、其能耕者不過百晦、百晦之收、不過百石(中略)四時

之間、亡三日休息(中略)勤苦如此、尙復被水旱之災、急政暴虐、賦歛不時(漢書食貨志)とて農苦の至難なるを説けり、反之「商賈大者積貯倍息小者坐列販賣、操其奇贏、日游都市、乘上之急、所賣必倍、故其男不耕、女不蠶織、衣必文采、食必梁肉、亡農夫之苦、有什佰之得、因其富厚、交通王侯、力過吏勢(同上)とて其の傲奢極りなきに其勞苦少きを云へり、茲に於てか農民は其生活の壓迫に堪へずして其郷を棄て其業を去りて商賈となる者多し、されば彼猶ほ語を繼ぎて曰く、「此商人所以兼并農人、農人所以流亡者也(同上)。

翻て、春臺を見るに、彼は農を本とし工商を末とし之れが膨脹を忌みたる事既述の如きも、彼は全然商工業を否認せしやと云ふに、然らず、即ち曰く「四民は國の寶にして一つも缺けては國と云はず(前掲)に依りて明なり、而して彼は其を敷衍して曰く、

かぬる事能はず故に農人は易るに五穀を以てし鍛冶は農具を造りて、たがひに、交易して、各其所を得たり、萬物皆如此、又農人職人自來て易るにいとまなし、商人これを買取て相通ず(集義和書)。

而して此等の思想は孟子、管子の道破し是認せる所にして、孟子は曰く、
 『市廛而不征、法而不廛(公孫丑上)と述べて商人を保護する事を以て王政の一とせるより見れば必ずしも商工を排斥せざりしを知るに足る又、曰く

『一人之身、而百工之所爲備、如必自爲、而後用之、是率天下而道也(中略)固不可耕且爲也』(滕文公上)とて職業の分業を認めたるもの、如し、
 次に管子は曰く、
 『國有沃野之饒、而民不足於食者、器械不備也、有山海之貨而民不足於財者、商工不備也』

「衣食備りて、飢寒を免る、程ならば、外に求むることはあるまじけれども、衣食計りにてもすまず、上に云へる如く、平生に無くて叶はぬ物も數多くあり又、衣食を作るにも、夫々の器物も有らで、叶はず、又天下の土地一同ならざれば、其地に生ずる物と生せぬ物とあり、されば、古は聖人農作の道を人に教へたまひて、其上に又交易して有無相通すると云ふ道を教へ玉へり、有るものを以て、無きものに易ふれば、此方も、此方も融通して用足るなり(經濟錄食貨篇)。

思ふに、春臺は農本主義論者に相違なきも、此點に關し其師徂徠に比して稍穩健なるものあり、此點寧ろ蕃山並に梅園に似たり、蕃山は曰く、
 『五穀ある者は魚なし、魚ある者は五穀なし、交易する時は互に用を達す農業を事とする者は鋤かまを造るいとまなし鋤鎌を造る者は耕作を

(中略)、養生送死之具(中略)待商而通、待工而成(鹽鐵論)と。

次に吾人は農本主義論者たる徂徠並に春臺が、都市の膨脹と地方の荒廢に就き如何なる意見をも有し如何なる救済を以て之に順應せんとしたるかを知らんとす。
 春臺は曰く、

『聖人の教には天下の戶籍を正しくして、四民の家數、人制を度々改て、農民より妄に他の業に遷ることを禁ずる也、當代には此禁なき故に、工商の輩日々に數多くなり、在々所々に偏滿して、人の用を辨ずるは便利なる様なれども、人の侈心を引起し、金銀の貨悉く賈人の藏に納まる、歎しきことに非ずや(經濟錄食貨篇)』
 とて農民の轉業を禁せんとせり、次に、徂徠は此の對策として都會の膨脹を制限し都鄙の分割を限定し以て人返し法の爲すべきを唱へたり、曰く、

『關八州より出る米穀にて御城下並に關八州の人の一年の食事の足る積を準合して、御城下の人數を定むべし(中略)此限を以て御城下の人數を限り其外は悉く諸國へ返すべし』(政談一)と云ひて一方に戸籍を整理修査し、他方に於て、路引(旅券)の法を立て人民を土著せしむべきを説けり。

茲に於てか吾人は農本主義に關連して農民土著論並びに游民禁止及び兵農説に就きて論述せんとす。

農民の郷を去り家を輕んずるは當代學者の最も憂慮せし所にして、彼等は口を極めて之れに反對せり、春臺は經濟錄第九卷制度篇に於て説て曰く、

『民を治むる道は土着を本とす、土着とは、天下の人を皆土に着る也、又地着とも云ふ、異國は勿論なり、吾國も古民皆土着也(中路)先海内の人民を悉土に着けざれば、戸籍を立べき様なし

上の御心儘なる仕方也』(政談一)。

而して愚蒙なる當時の儒家は井田の法の眞意を解する所なくして唯だ『碁盤格子のやうに割る事とばかり思ふなり』とて其の淺學を嗤ひ更に語を繼けて曰く、『井田の法は萬民を土著せしめ、郷黨の法を以て民の恩義を厚くし、風俗をなほす術也、萬民土著せざれば政教共に行はれず、故に是を政道の本とす』(同上)とて民の土著を唱道すると共に春臺と均しく其の轉業を禁ずべきの旨を説けり曰く、

『扱治道の筋に心を入るゝと云は其品數多きことなれども、要を約して、云は、田舎は農業御城下は工商の業を勤めぬ者無きやうにするこ

と是第一也、』(政談) 茲に於て徂徠、春臺は當時の武家生活を以て凡て旅宿の境涯に在るものとし、而も、旅宿の境涯を脱却する能はざる結果便利なる貨幣經濟の渦中に投せられ、貴穀賤錢の實を忘れ、遂に

是國を治る一大策也』と云ひ又、『國家の治めには土民を土著するを本とす(中路)諸侯は一たび國を建てより、其地を去らずして久住するを以て、磐石の固めをなす者也』と説けり、然るに當代に至り幕府は諸侯を動かすに力む是れ所替と稱し一代中に數度轉勤を命せらるゝ事すらあれども這は諸侯を困惱せしめ土民を疲弊せしめ仁政に背き武備を忽にするものなれば其の制度は斷然廢棄すべきを述べたり(所替は元來其の目的の一として諸侯を困窮せしむるの策なり)如斯春臺は農民の土著を以て政治の一法と思惟せるなり、而して這は蕃山、徂徠の既述する所ありたり、徂徠曰く、

『三代の古も、異國の近世も、亦我國の古も、治の根本は兎角人を地に付るやうにする事也人を地に付る仕形と云ふは戸籍路引の二なり、是にて世界に紛者なきのみならず、是にて世界の人に統轄を付る故世界萬民悉く上の御手に入て

貨幣を尊び米穀を賤むの風を生じ年貢米は食料を控除せる以外悉皆之を賣却して貨幣と交換するを以て武家の資産は皆商人に吸收せられ徒に商人の私腹を肥潤せしむるのみにて武家は日を逐ふて困窮に赴き遂に其の節操を賣るの止むなきに至る所以を説き之れが救濟法としては旅宿の境涯より脱却せしめ「御買上」等を廢止せしめ武家は之を田舎に土著せしむる事なり、而して這は經濟上、政治上、風教上よりして大いに可なるの旨を述べたり、(經濟錄、經濟錄拾遺、政談、大平策、參照)

農民土著は蕃山徂徠、春臺のみの唱へしものにあらずして頼山陽、正司考棋の如きも其れと同一意見を洩せり、山陽は曰く、

『禁背於都、而嚮於都、不禁背於都、而嚮於都』(通議)

考棋は曰く、 『風俗を亂し富潤の害は四民雜居に在り(經濟

問答秘録。

燕莫這箇士著論とても、之れ晁錯、班固、管子等の既に之を洞察せるものあり。

班固は井田の法を以て農民土著に須ふべきの策なりとして(徂徠の士著論参照)曰く、

『理民之道、地著爲本、故必健歩立晦、正其經界(漢書食貨志)』。

管子は四民雜居の禁止を説きて曰く、

『士農工商四民者、國之石民也、不可使襍處、襍處則其言訛、其事亂、是故聖王之處士、必於間燕處農必就田野、處工必就官府、處商必就市井(小匡篇)蓋し其意四民別處せば異物を見て、遷らず、各自己の生業に安んじ近隣互に相競ひて、其業を勵むの風を生ずるを得べきが故ならん』。

次に農民土著論と相關して起る問題は所謂兵農説なるものにして春臺は經濟錄五卷兵備篇に於て之を述べ先王之世には「寓兵於農」と言

とて兵數が兵農分割の爲めに減せる事を述べたり。

次に彼は當時の武士が大平治平の武術のみを努むるを指摘して曰く、

『騎馬の法も、養馬の法も、治平の日と、陣に臨む時と、二つの道ありて、不同、今の世には馬に騎るも、馬を養ふも、皆治平の日の用に立て觀の美を務むるのみ也、若騎戰をなさんとならば、今の養法、騎法にては、馬も人も用に立まじき也』とて武士の柔弱に流れ奢侈、優雅のみ事とするを語りたる後、兵農説の論據を述べて曰く、

『日本の武士の風、上代は如何ありけん、考へ難し、中古以來は、武士たるものは皆農夫也、今の世の郷士といふ者の如し、常に郷里に住で農を業とし、富る者は弓馬、武藝を心がけ、山野に遊では、禽獸を逐ひ、川澤に入ては龜鼈を捕り、或は馬を馳せ、或は水を遊び、險阻を涉り、

ひて、兵をば農より出せり而して漢の代に趙充國出で、屯田の法を採用し爾來此の制度を採用せしが唐の時代より兵農を分つ事を始め後世此例に倣へりとして支那に於ける其由來を述べ更に筆を轉じて日本にても中古以來は武士たる者皆農夫也、而して日本は昔より唐の風に倣ひ兵農は之を分ちしも然るに當代は然らず、而して兵農説の根據とする所如何と云ふに、彼は曰く當代の兵數少きは其因兵農を分ちたるによる、然かも昔日大名と稱せしは在所に名田を多く有したるものにして、新田、足利等の一族も皆之に屬するを説き更に語を繼けて曰く、

『されば其世には、百姓といふ者皆武を務めし故に、軍の出るに及で、兵數甚多かりしなり、近世戰となりてより當代に至て、武家は武家、農人は農人と分れて、農人は一向に軍賦に入らず、僅に只人夫を出すのみなる故に、今の世には兵の出る數甚少し、云々』

勞苦に慣て、筋骨も固く、行歩も壯健也、貧き者は平日身を耕作に苦め、寒暑を冒て勤勞する故に、如何なる艱難をも能く忍ぶ、是世の風也、凡武士は本賤き業也。されば手足胼胝し、肌膚輝裂しても、筋骨強く行履健なるを上とす、今の世の武士皆世祿にて都下に聚り居て、數代を歴る故に、いつとなく、武士の本を忘れ、心も身も風儀も、公家上臈の如くになりて、武事の用に立つべしと見ゆる者は數十人中の一人也、是只治平の久しき故のみに非ず、都下に住める故也、(以上經濟錄第七卷武備篇)。

惟ふに彼の兵農説なるものは其の根柢に於て農民土著論の一種と見做すべく、少くとも、農民土著論なる論據より出發せるものなり、而して、農民土著は所謂農本主義論と相俟ち相携へて論ずべきものにして、一つは他の前提たり又他は一の前提たると共に之れが反對に前者は後者の斷定結論と云ふべく、後者は前者の結論

なりとも云ふを得べし。
終りに游民の事につき一言せんに、春臺は曰く『末作の巧禁すれば則ち民游食する所なし、民游食する所なければ則ち、必ず農を事とす、』
(産語前掲)

然らば游民とは如何と云ふに古來游民につき其範圍程度に於て學者の見解必ずしも一ならず、或は士農以外を以て游民とするあり、或は農民以外を以てするあり尙ほ或る論者は四民以外を以て游民とせるあり、而して游民禁止の問題は早くより學者に依りて唱道せられたる所なるが如く『周禮』裁師に於て『凡民無職事者、出來家之征』と云へるは蓋し無職者即ち游民に重税を賦課して之れを防遏せんとの意には非るか。

要之、游民禁止とは不生産者を促して生産に従事せしめんとするものに外ならず、而して春臺等舊時代學者が一人の徒食者無からしめ之れ

をば農業に歸せしめん事を希ひしや明白なり、賈誼の云ふ『今歸民而之農皆著於本。使天下各食其力、末技游民之民、轉而緣南晦、則蓄積定、而人樂其所矣、(漢書食貨志)なる思想は其の根底に於て舊時代の我國學者に於て唱へられたる游民禁止の政策と同一なるものには非るか。

石炭調査資料としての統計

山崎 繁樹

時局以來我國は世界の他の列強と均しく輸入の杜絶に會して内國産業の狀態に變化を來したり、即ち工業的生産物は其の量に於て又其の質に於て時局前に比して大に其の面目を一新するに至りたるが是れ畢竟内地に於て輸入同様品又は代用品の製出を餘義なくせられ當業者學者等相互に激勵し研究したる結果にして一に時局に因る刺戟の資なり、而して此の時局の刺戟が如何なる印象を吾人に與へたるか、そは言ふ迄もなく戦時に於てのみならず平時に於ても他國に倚頼せずして國內の需要を充すに足るの用意を爲さるべからざることを深甚に感知せしめたること是れなり、戦程の進捗に伴れ列強は自衛

上及び其の他の目的よりして禁出入断行の手段に出で爰に貿易上の鎖國主義なるもの實現し、之れが對策又は應急手段として必要上當業者學者、有識者等の研鑽努力する所となりて工業殊に化學工業は異常に勃興し我國自給の前途に一步を進め得たるが如くなるも尙ほ世界の列強と對抗せんには尠らざる不安を感ぜざる能はざるものありて存し、工業的生産品の獨立自給が果して可能なるや否やに就きては未だ全く惑ひなき能はざるなり、世界の列強は何れも一方に戦ひつゝ、他方に工業の獨立發展の準備に忙はし我國も亦之れが對策又對應手段として工業の獨立發展を計圖せざるべからざるなり、然らば我國に於て之れが獨立を計るに足るべき工業原料若くは工業補助品ありや、之れが大宗たる棉花、羊毛は我國に無き所にして鐵も亦其の大半は海外の供給に待ちたるものに屬し、石炭は我國の所産相當の額に達し古くより海外に輸出の途も